

とうり ようけいかく
『サービス等利用計画』

しょうがいじし えんり ようけいかく
『障害児支援利用計画』

あんない
のご案内

しょうがいふくし サービス しょうがいじつうしよし えん
「障害福祉サービス」「障害児通所支援」
をご利用になるすべての方に必要な手続
きです。



りようけいかく せいかつ なか かい
「利用計画」とは、生活の中で解
決すべき課題や、それに必要な福祉
サービスの内容・目的を具体的にプ
ラン化したものです。

ご連絡先・お問い合わせ先

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市役所 障害福祉課 支援グループ

Tel 0823-25-3523 Fax 0823-25-2522

サービス申請から利用までのながれ

① 利用申請

市の窓口で申請を行います。
申請は、家族などによる代理申請もできます。

② 聴き取り調査

心身や生活の状況などについてお話をうかがいます。
※障害支援区分認定が必要なサービスの場合は、認定調査を行います。

③ 市から必要書類の交付

- ・サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書
- ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

④ 計画案の依頼

相談支援事業所を選び、利用計画案の作成を直接申し込みます。
（事業所一覧は最終ページにあります。）

⑤ 相談支援専門員が訪問

相談支援専門員が自宅を訪問して、一緒に計画案を作成します。

⑥ 市へ2つの書類を提出

- ・利用計画案
 - ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書
- ※提出は、相談支援事業所が代行することもできます。

⑦ 支給決定

市が、⑥の計画案を勘案し、サービスの種類や支給量の決定を行います。

⑧ 市から受給者証の交付

⑨ 利用計画の作成

受給者証が届いたことを相談支援事業所に連絡をして、正式な利用計画を作成します。

⑩ サービス利用開始

サービス提供事業所に受給者証を提示し、契約して利用を始めます。

⑪ モニタリング

相談支援専門員が、サービスを有効に活用できているか継続的に確認します。また、計画変更の必要や目標が達成できているかなど、一緒に振り返りをするために、定期的に家庭訪問をします。

しつもんしゅう ～よくある質問集～

Q. 利用計画は誰が作るの？

A. 相談支援事業所にいる「相談支援専門員」が一緒に作ります。希望する事業所を一覧から選び、契約を結びます。
(事業所一覧は最終ページです。)



Q. 相談支援専門員ってどんな人？

A. 相談支援専門員は、経験があって研修を受けた相談担当者です。いろいろなサービスを提案してくれたり、他の事業所と連絡や連携をとったりします。なにか困ったことがあれば相談支援専門員に相談してみましょう。



Q. 計画を作るためには相談支援事業所まで行くの？

A. 相談支援専門員がご自宅を訪問します。計画作成やモニタリングのときは、必ず家庭訪問をするように定められていますので、ご協力をお願いします。



Q. 費用はかかるの？

A. 計画作成やモニタリングは無料です。相談支援事業所には、市から報酬が支払われます。



Q. 計画は1回作ればいいのか？

A. サービスの更新や変更(種類・支給量)のたびに作る必要があります。



No.	しょうがいふくし 障害福祉サービス				じぎょうしよめい 事業所名	しよぎいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
	しんたい 身体	ちてき 知的	せいしん 精神	じどう 児童			
1	○	○	○		つぼみ	くれしかみにこうちよう ばん ごう 呉市上二河町5番12号	29-3030
2	○	○	○	○	サポートセンター たまご	くれしちゆうおうさんちようめ ばん ごう 呉市中央三丁目12番17号	36-5959
3	○	○	○	○	ふれんすサポートセンター	くれしなかどおりいっちようめ ばん ごう 呉市中通一丁目2番38号	23-8679
4	○	○	○	○	くれちい きしやうがいしやせいかつしえん 呉地域障害者生活支援センター	くれしちゆうおうさんちようめ ばん ごう くれしふくしかいかん かい 呉市中央五丁目12番21号 呉市福祉会館1階	25-3710
5	○	○		○	そうだんし えんじぎょうしよ 相談支援事業所とぎわ呉	くれしみやはらじゆうさんちようめ ばん ごう 呉市宮原十三丁目2番12号	32-3771
6		○		○	そうだんし えんしつ さむ で い 相談支援室 SOMEDAY	くれしひろえきまえにちようめ ばん ごう 呉市広駅前二丁目7番38号	74-5677
7			○		ちいきかつどうしえん 地域活動支援センターふたば	くれしひろしらいしんちようめ ばん ごう 呉市白石四丁目7番22号	76-4855
8	○	○	○		そうだんし えんじぎょうしよ す 相談支援事業所 巣だち	くれししよはらなまち ちようめ ばん ごう 呉市吉浦中町1丁目7番3号	31-1255
9	○	○	○	○	うにか unica	くれしひろほんまさんちようめ ばん ごう 呉市広本町三丁目12番34-102号	69-8845
10	○	○	○	○	じゃんぷ ぼこ・あ・ぼこ	くれしにがたさんばしどおり ばん ごう 呉市仁方棧橋通10番3号	79-5119
11	○	○			していそうだんしえんじぎょうしよにがた 指定相談支援事業所に仁方	くれしにがたちようた ばんち 呉市仁方町戸田4407番地	70-2222
12	○	○	○		そうだんしえん くれほんによう 相談支援センター呉本庄	くれしやけやまきたさんちようめ ばん ごう 呉市焼山北三丁目21番1号	33-5553
13	○	○	○	○	そうだんし えん 相談支援センターつくし	くれしやけやまきたさんちようめ ばん ごう 呉市焼山北三丁目21番1号	33-8020
14	○	○	○		していとくていそうだんし えんじぎょうしよ 指定特定相談支援事業所 サポート	くれしなえしろちよう ばんち 呉市苗代町1002番地	33-6181
15	○	○	○	○	きぼう はーとふるスペース希望	くれしやけやまちゆうおうさんちようめ ばん ごう 呉市焼山中央五丁目11番28号	33-9556
16		○		○	ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターのろさん	くれしごはらちよう ばんち 呉市郷原町12380番地181	77-0111
17	○	○	○	○	はびねす	くれしかわじりちよう ひがしいっちようめ ばん ごう 呉市川尻町東一丁目14番12号	080-5237-9600
18	○	○	○	○	れいなんし えん 芸南支援センターくれんど	くれしやすらちようみずしりいっちようめ ばん ごう 呉市安浦町水尻一丁目3番1号	84-5803
19	○	○	○	○	えたじ まししやうがいしやせいかつしえん 江田島市障害者生活支援センター	えたじ ましのうみちようかのかわ 江田島市能美町鹿川2015-2	27-8880
20	○	○	○	○	しやうがいしやそうだんし えんじぎょうしよ えのう 障害者相談支援事業所江能	えたじ まし おおがきちようひとのせ ばんち 江田島市大柿町飛渡瀬3832番地	27-8885
21	○	○	○	○	そうだんし えんじぎょうしよ 相談支援事業所ありんこ	ひがしひろしましくせちようまるやま ばん ごう 東広島市黒瀬町丸山18番35号	90-8177
22	○	○	○	○	そうだんし えんじぎょうしよ 相談支援事業所きすな	ひがしひろしましさいじようちようまき ばんち 東広島市西条町馬木390番地3	082-425-1303
23	○	○	○	○	しやうがいしやそうだんし えんじぎょうしよ 障害者相談支援事業所工バークグリーン	あきぐんかいちちようひがしにちようめ ばん ごう 安芸郡海田町東二丁目8番6号	082-821-0055
24			○		もり スペースぶなの森	あきぐんくまのちようきふね ばん ごう 安芸郡熊野町貴船2番20号	082-854-0650
25		○	○		りーふ LEAF	あきぐんくまのちようくれじよんちようめ ばん ごう 安芸郡熊野町呉地四丁目11番5号	082-562-2129
26	○	○	○	○	じどうはつたつそうだんし えん みらい児童発達相談支援センター	あきぐんくまのちようじよのほりきゆうちようめ ばん ごう 安芸郡熊野町城之堀九丁目9番46号	082-854-8002
27	○	○	○	○	そうだんし えんじぎょうしよ ゆい 相談支援事業所 結	あきぐんくまのちようしんぐさんちようめ ばん ごう 安芸郡熊野町新宮三丁目1番8号	082-847-3955
28	○	○	○		していとくていそうだんし えんじぎょうしよ 指定特定相談支援事業所トワクルール	あきぐんくまのちようくれじいっちようめ ばん ごう 安芸郡熊野町呉地一丁目19番46号	082-521-2945
29	○	○	○	○	そうだんし えんじぎょうしよ 相談支援事業所 心那	あきぐんくまのちようなみぞさんちようめ ばん ごう 安芸郡熊野町中溝三丁目1番37号	082-847-5016
30	○	○	○		そうだんし えん ま は ろ 相談支援センターMAHALO	あきぐんくまのちようで きにわいっちようめ ばん ごう 安芸郡熊野町出来庭一丁目8番5号	080-4321-4868
31	○	○	○	○	そうだんし えんじぎょうしよ おむすび 相談支援事業所 Omusubi	あきぐんくまのちようはざわら ちようめ ばん ごう 安芸郡熊野町萩原五丁目3番32号	082-516-6034

じどう さいみまん
 ※児童は18歳未満です。

けいかくそうだん いらい ばあい かにていほうもんなど そうだんし えん
 計画相談を依頼する場合、家庭訪問等で相談支援
 せんもんいん ふざい ばあい じぜん でんわれんらく
 専門員が不在の場合があるので、事前に電話連絡する
 ことをオススメします。

